

2022年1月21日

各位

会社名	野村アセットマネジメント株式会社 (管理会社コード 13064)
代表者名	CEO 兼代表取締役社長 小池 広靖
問い合わせ先	サポートダイヤル 長坂 智 TEL 0120-753104

「NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信」の
受益権口数の減少に伴う信託終了および信託終了にかかる約款変更の
可能性に関するお知らせ

当社が設定・運用しております「NEXT FUNDS JPX 日経 400 インバース・インデックス連動型上場投信」(以下、当 ETF といいます。)(銘柄コード 1471)におきまして、受益権口数の減少に伴い、約款に定める償還の条件に該当し、信託の終了および上場廃止の可能性が発生いたしましたことをご知らせいたします。

当 ETF は約款において受益権口数が 20 営業日連続して 5 万口を下回った場合は、信託契約を解約し、信託を終了させることを定めておりますが、2022 年 1 月 21 日時点の受益権口数が 35,000 口となり、5 万口を下回ることとなりました。本日から 2022 年 2 月 18 日まで継続して受益権口数が 5 万口を下回るにより、約款に定める信託契約の解約の事由に該当することとなる場合は、信託終了日(償還日)を 2022 年 3 月 23 日とする約款変更および繰上償還に伴う償還金の支払いを規定する約款変更を行うことを、本日決定いたしました。当該約款変更は 2022 年 3 月 2 日に適用となる予定です。償還金の支払いは信託終了日から 40 日以内に開始いたします。

当 ETF は東京証券取引所において監理銘柄(確認中)へ指定される見込みです。また、信託の終了が決定した場合は整理銘柄に指定される見込みとなっております。この場合、2022 年 3 月 18 日を東京証券取引所における最終取引日として 2022 年 3 月 19 日に上場廃止となる見込みです。

信託の終了を決定しない限り、連動対象指数である「JPX 日経 400 インバース・インデックス」に連動した運用を継続してまいります。信託の終了を決定し、連動対象指数に連動する運用を行えなくなった場合は別途お知らせいたします。また、2022 年 2 月 18 日までに受益権の口数が 5 万口以上となった場合は信託の終了および信託終了にかかる約款変更を行いません。

当 ETF の受益権口数に関する情報につきましては、以下をご参照ください。

- ・NEXT FUNDS のウェブサイト：<https://nextfunds.jp/institution/>

[スケジュール (予定)]

本日から 2022 年 2 月 18 日まで受益権の口数が 20 営業日連続で 5 万口を下回った場合は、下記のスケジュールとなる予定です。

2022 年 1 月 21 日 (金)	東京証券取引所における監理銘柄 (確認中) への指定
2022 年 2 月 18 日 (金)	東京証券取引所における整理銘柄への指定
2022 年 3 月 2 日 (水)	約款変更適用日
2022 年 3 月 18 日 (金)	東京証券取引所における最終取引日
2022 年 3 月 19 日 (土)	東京証券取引所における上場廃止日
2022 年 3 月 23 日 (水)	信託終了日
2022 年 4 月 28 日 (木) まで	償還金支払開始

当 ETF へのご投資にあたっては、上述の点につき、十分にご留意頂きますようお願い申し上げます。

[約款の新旧対照表 (案)]

下線部 は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 47 条第 1 項、同条第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。<u>② 前項本文の規定にかかわらず、第 47 条第 2 項に定める受益権の口数が 20 営業日連続して 5 万口を下回った場合に該当したことから、この信託の期間は、信託契約締結日から 2022 年 3 月 23 日までとします。</u></p> <p>(信託の計算期間) 第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 8 日から翌年 4 月 7 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 28 年 4 月 7 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条第 2 項に定める信託期間の終了日とします。</p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <略> ②～⑤ <略> <u>⑥ 償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (以下「償還時受益者」といいます。) に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。</u> <u>⑦ 償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権 1 口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u> ⑧～⑩ <略></p>	<p>(信託期間) 第 4 条 この信託は、期間の定めを設けません。ただし、第 47 条第 1 項、同条第 2 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定によって信託を終了させることがあります。 <新設></p> <p>(信託の計算期間) 第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 8 日から翌年 4 月 7 日までとします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 28 年 4 月 7 日までとし、最終計算期間の終了日は第 4 条<u>ただし書の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。</u></p> <p>(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 <同左> ②～⑤ <同左> <新設></p> <p><新設></p> <p>⑥～⑧ <同左></p>

<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第44条 <略></p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第9項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ <略></p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)</p> <p>第44条 <同左></p> <p>② 受託者は、一部解約金については、前条第7項に規定する支払日までにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>③ <同左></p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以 上